

◎新潟県告示第787号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

(1) N- $\{1-[2\text{-ヒドロキシ}-2\text{-}(チオフェン-2\text{-イル})\text{-エチル}]\text{-ピペリジン}-4\text{-イル}\}$ -N-フェニルプロパンアミド（通称名： $\beta\text{-Hydroxythiofentanyl}$ ）及びその塩類

(2) メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート（通称名： 4F-MDMB-BICA 、 4F-MDMB-BUTICA ）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年6月18日